七二・〇八	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）	A	
七二・〇九	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（冷間圧延をしたもので幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）	A	
七二・一〇	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めっきし又は被覆したもので、幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）	A	
七二・一一	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）	A	
七二・一二	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めっきし又は被覆したもので、幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）	A	
七二・一三	鉄又は非合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）	A	
七二・一四	鉄又は非合金鋼のその他の棒（鍛造、熱間圧延、熱間引抜き又は熱間押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。ただし、圧延後ねじったものを含む。）	A	
七二・一五	鉄又は非合金鋼のその他の棒	A	
七二・一六	鉄又は非合金鋼の形鋼	A	
七二・一七	鉄又は非合金鋼の線	A	
七二・一八	ステンレス鋼のインゴットその他の一次形状のもの及び半製品	A	
七二・一九	ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）	A	
七二・二〇	ステンレス鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）	A	
七二・二一・〇〇	ステンレス鋼のその他の棒及び形鋼	A	
七二・二二	ステンレス鋼の線	A	
七二・二三・〇〇	その他の合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの及び半製品	A	
七二・二四	その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）	A	
七二・二五	その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）	A	
七二・二六	その他の合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）	A	
七二・二七	その他の合金鋼のその他の棒、その他の合金鋼の形鋼及び合金鋼又は非合金鋼の中空ドリル棒	A	
七二・二八	その他の合金鋼の線	A	
七二・二九		A	
第七三類	鉄鋼製品	A	
七四〇一・〇〇	銅及びその製品 銅のマット及びセメントカッパー（沈殿銅）	B 10	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額に〇・六を乗じて得た額（その額が一キログラムにつき五〇〇円の従価税率より高いときは、当該従価税率）
七四〇二・〇〇	粗銅及び電解精製用陽極銅	A	
七四・〇三	精製銅又は銅合金の塊 精製銅 陰極銅及びその切断片 課税価格が一キログラムにつき五〇〇円以下のもの	A	
七四〇三・一一	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの ワイヤバー 課税価格が一キログラムにつき五〇〇円以下のもの	B 10	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額に〇・六を乗じて得た額（その額が一キログラムにつき五〇〇円の従価税率より高いときは、当該従価税率）
七四〇三・一二		A	

七四〇三・一三	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの ビレット 課税価格が一キログラムにつき五〇〇円以下のもの	B 10	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額に〇・六を乗じて得た額（その額が一キログラムにつき五〇〇円の従価税率より高いときは、当該従価税率）
七四〇三・一九	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの その他のもの 課税価格が一キログラムにつき五〇〇円以下のもの 精錬用のもの（銅の含有量が全重量の九九・八％以下のものに限る。） その他のもの	A	
七四〇三・二一	銅合金 課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの	B 10	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額に〇・六を乗じて得た額（その額が一キログラムにつき五〇〇円の従価税率より高いときは、当該従価税率）
七四〇三・二二	銅・亜鉛合金（黄銅）	A	
七四〇三・二九	銅・すず合金（青銅）	A	
七四〇四・〇〇	その他の銅合金（第七四・〇五項のマスターアロイを除く。）	A	
七四〇五・〇〇	銅のくず	A	
七四・〇六	銅のマスターアロイ	A	
七四・〇七	銅の粉及びフレーク	A	
七四・〇八	銅の棒及び形材	A	
七四・〇九	銅の線	A	
七四・一〇	銅の板、シート及びストリップ（厚さが〇・一五ミリメートルを超えるものに限る。） 銅のはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏貼りしてあるかないかを問わない。）	A	
七四・一一	銅の管	A	
七四・一二	銅製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	A	
七四一三・〇〇	銅製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたものを除く。）	A	
七四・一五	銅製のくぎ、びょう、画びょう、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く。）その他これらに類する製品（銅製の頭部を有する鉄鋼製のものを含む。）及び銅製のねじ、ボルト、ナット、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金（ばね座金を含む。）その他これらに類する製品	A	
七四・一八	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（銅製のものに限る。）、銅製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（銅製のものに限る。）	A	
七四・一九	その他の銅製品	A	
第七五類	ニッケル及びその製品	A	
第七六類	アルミニウム及びその製品	A	